

Q 裁判所から郵便物、無視して大丈夫？

裁判所から郵便物が届きました。「支払督促」と書いてあり、借金の返済を求める内容です。全く身に覚えがなく、いわゆる架空請求だと思いますが、このまま無視していても大丈夫でしょうか。

法律 相談室

まず、身に覚えがない借金やネット利用料金などの請求には絶対に応じないでください。支払ってしまおうと取り戻すのが困難なばかりか、新たな架空請求をされてしまうこともあります。「法務省×センター」といった実在しない機関名のはがきやメールによる請求は、無視す

払いを求めるための裁判所の簡易な制度を悪用した架空請求です。これを無視していると、架空請求が正式な請求であると認められてしまします。そうすると相手は、判決文を送りつけた上で料金の支払いや和解金による解決を迫ったり、時には預貯金や給与を差し押さえたり

なら「督促異議の申立て」を、少額訴訟なら請求の棄却と通常の正式な訴訟を求める内容の「答弁書」を裁判所に提出すれば、正式訴訟で勝つことのできない相手は大抵諦めて撤退します。

るのが最善です。相手は最初からだますつもりなので、いくら電話で話しても無駄ですし、こちらの電話番号を知られると、何度も電話がかかってくるなどします。

しよつとします。後になつてからの対処はより複雑で、大変になる場合があります。

なお、「なぜ裁判所が架空請求を排除しないのか？」というご質問がよくあ

「特別送達」なら対処必要

ただ、最近はこの対処法を逆手にとった新たな手口が増えています。それが、「支払督促」や「少額訴訟」など、債権者が債務者に支

従って、裁判所から「特別送達」で郵便が届いたら、放置せずに中身を確認し、正式な通知であれば指定期限内に対処してください。同封の反論用の書類に架空請求であることを理由として書き、支払督促

ります。裁判所は、当事者双方の主張や証拠に基づいて判断するので、受け付け段階で架空請求かどうかを調べることはできません。勝手に訴えられて大変迷惑な話ですが、無視せず対処する必要があります。ご自身の判断に不安を感じる場合には、弁護士に相談するのが良いでしょう。(回答＝小林哲也弁護士)



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。